

平成26年10月30日開催

第 29 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第29回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年10月30日(木) 午前10時00分

2. 開催場所 新ひだか町役場三石庁舎 2階旧議場

3. 出席委員 20 人 (欠席委員4名)

1	番	安	田	悦	郎	出	1	3	番	西	村	和	夫	欠
2	番	若	生	良	一	出	1	4	番	橋	本	孝	博	出
3	番	渡	辺		隆	出	1	5	番	前	川	達	哉	出
4	番	松	本	俊	博	出	1	6	番	酒	井		薫	出
5	番	白	井	康	博	出	1	7	番	川	端	義	幸	出
6	番	藤	原	俊	哉	欠	1	8	番	中	道	雅	則	出
7	番	土	居	正	広	出	1	9	番	吉	田	邦	博	欠
8	番	小	林	嘉	弘	出	2	0	番	前	谷	武	志	出
9	番	山	口	隆	弘	出	2	1	番	川	端	英	幸	出
10	番	水	上	隆	敏	出	2	2	番	見	上	久	義	出
11	番	橋	本	義	次	出	2	3	番	野	表	篤	夫	出
12	番	岡	田	猛	出	出	2	4	番	金	森	靖	一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 池田孝義

主幹 二本柳浩一

主査 神谷貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 新ひだか町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)の結果について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 会議の概要

<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ただ今から第29回総会を開催いたします。 はじめに、金森会長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>挨拶</p> <p>本日、6番藤原俊哉委員・13番西村和夫委員・16番酒井薫委員・19番吉田邦博委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。 出席委員は24名中20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、11番橋本義次委員、12番岡田猛委員にお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。なお、審議の前に、●●番●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。(●●番●●委員 退室) 事務局より報告第1号1番から6番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号の議案書をご覧下さい。農地法第18条第6項の規定による解約通知については6件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第1号1番から6番を議案書をもとに朗読】</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。報告第1号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第1号は事務局の報告どおり承認することといたします。 それでは、●●番●●委員の入室を認めます。(●●番●●委員 入室)</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に報告第2号、新ひだか町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)の結果についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第2号の議案書をご覧下さい。先日実施いたしました農地パトロールの結果について資料をもとに説明します。</p> <p>【報告第2号を資料をもとに朗読及び説明】</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。報告第2号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>21番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>賛成多数ですので、報告第2号は事務局の報告どおり承認することといたします。事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>なお、審議の前に、●●番●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条議事参与の制限にあたるので、審議が終了するまで退室をお願いします。(●●番●●委員 退室)</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の申請の内容は、お手元にごさいます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。(質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。(異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。それでは、●●番●●委員の入室を認めます。(●●番●●委員 入室)</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>12番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>順位1番ですが、住宅への取り付け道路を造成するための転用です。</p> <p>申請地は、都市計画区域内の農地であります。</p> <p>なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われれます。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたとき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。(質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。(異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することに決定いたします。</p>

議長	次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	<p>順位1番ですが、砂利採取のための一時転用です。</p> <p>申請地は、農業振興地域内の農用地区域内の農地であります。</p> <p>なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われます。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたとき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
5番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することに決定いたします。
議長	次に事務局より議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	<p>順位2番ですが、一般住宅の建築のための転用です。</p> <p>申請地は、都市計画区域内の農地であります。</p> <p>なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われます。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたとき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
14番	議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号2番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号2番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することに決定いたします。
議長	次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。事務局より議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号1番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より議案第4号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より議案第4号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

20番 議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第4号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

20番 議案第4号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号4番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号4番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第4号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

20番 議案第4号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号5番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号5番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第4号6番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号6番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

20番 議案第4号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号6番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号6番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より議案第4号7番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号7番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の4ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

20番 議案第4号7番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号7番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号7番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より議案第4号8番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号8番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の4ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

20番 議案第4号8番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号8番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号8番の集積計画について決定といたします。



議長	次に事務局より議案第4号9番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号9番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の5ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
20番	議案第4号9番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号9番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号9番の集積計画について決定といたします。
議長	次に事務局より議案第4号10番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号10番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の5ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
20番	議案第4号10番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号10番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号10番の集積計画について決定といたします。
議長	以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。  (発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第29回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午前10時55分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

平成26年10月30日(議事録調整日 平成26年11月5日)

新ひだか町農業委員会会長

Ⓜ

議 事 録 署 名 委 員

Ⓜ

議 事 録 署 名 委 員

Ⓜ